

意匠の類否判断における 需要者の意義と可能性 (3)

東京理科大学専門職大学院イノベーション研究科教授
鈴木 公明

(no.278からのつづき)

一般的に、意匠の中間処理において審査官の拒絶理由または拒絶査定に反論する場合、3段階のレベルを想定することができる。

一つ目は、共通点／差異点に対する個別評価を争うレベルである。これは、審査官が注意を引くとした共通点について注意を引かない旨の立論を行い、または審査官が注意を引かないとした差異点について注意を引く旨の立論を行うことを指す。

二つ目は、審査官による事実認定のうち、各部の態様における共通点／差異点の認定が誤りである旨の立論を行うレベルである。特に、審査官が共通点としている具体的態様について、そのうちの一部または全部が差異点として認定されるべきである旨の立論を行うことはこのレベルに分類される。

三つ目は、審査官の事実認定のうち、基本的構成における認定が誤りである旨の立論を行うレベルである。一般に審査官は基本的構成が共通する意匠を引用するため、このレベルにおける反論が有効である事例は多くない。

本件については、これらすべてのレベルにおける反論を検討したが、特に、三つ目のレベルの立論を行うためには、審査官が両意匠の基本的構成を「矩形状容器」と認定し、容器の括れが「極めて僅かな部分のものである」と認定している点に対し、説得的な論拠に基づく主張が必要である。

そのためには、「容器の括れ」が各面の二次元的な態様ではなく、基本的構成を左右する三次元的な態様であることを強調するために、本願意匠の基本的構成を矩形状容器（直方体）以外の適切な呼称で表現することが必要であると結論した。さらに、需要者の行動特性に基づき、基本的構成及び具体的態様における相違点により両意匠の美感が異なる旨の主張をすることが有効であると考えられた。

そのため、研究所は論理を構築するにあたり、まずデータとしての事実認定を争うために、基本的構成を「四角い鼓型立体」と呼称するよう助言した。さらに、両意匠の面取り部の面の態様に係る相違点の認定およびその評価（図7～図9）について、明確化された需要者像を前提として、エスノグラフィーにより把握された行動特性に基づき、ツールミンモデルによる論理構築を支援した。また、本願の出願前の公知意匠を論拠として、ツールミンモデルにより、両意匠の共通点に係る形態が注意を引く程度は小さい旨の主張を行うよう助言した。

〈基本形状に係る差異点〉

データ：意匠全体の基本形状について、本願意匠が四角い鼓型立体（図5）であるのに対し、引用意匠では直方体（図6）である。すなわち、基本形状を構成する当該鼓型立体の正面、背面、右側面および左側面の態様について、本願意匠が水平軸に沿って内側に挟れている凹曲面をなしているのに対し、引用意匠ではすべて平面である点

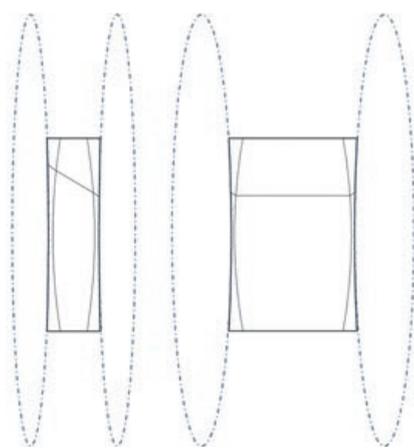


図5 本願意匠の基本形状

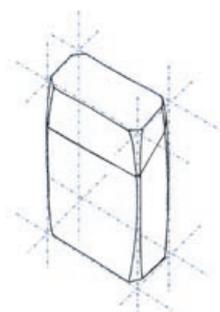


図6 引用意匠の基本形状

論 拠1：意匠全体の基本形状における差異点は、意匠に係る物品全体の形態（基本的構成）に係る差異点である。

裏付け1：意匠審査基準22.1.3.1.2 (4) (i) (a)「意匠全体に占める割合についての評価」。

主 張1：注意を引く程度が極めて大きく、視覚的印象に与える影響も極めて大きい。

論 拠2：審査官が提示した括れを有する容器の例は、いずれも本願の優先日以後に公知となった意匠であり、先行意匠とならない。

本願意匠は、全体の基本形状が鋭角的な稜線を想起させる四角い「鼓型立^{つづみ}体」であって、上下の端部よりも中間部の寸法が小さく設定されている点で、出願前の同種物品の意匠には全く見られず、新規性の高い、鋭角的で意外性のある美感を有している。

裏付け2：意匠審査基準22.1.3.1.2 (4) (ii)「先行意匠群との対比に基づく評価」。

主 張2：両意匠の差異点は、本願意匠の注意を引きやすい形態に起因する、重要な相違点である。

論 拠3：シガレットパックは、自動販売機、たばこ屋またはコンビニエンスストアなどにおける購入時には、主として正面、左側面および右側面が視認できる状態で陳列され、また購入後の使用時（喫煙時）には、シガレットパックは手に持たれ、またはテーブル上に載置されており、正面、背面、平面、左側面および右側面が視認され得るものである。

裏付け3：意匠審査基準22.1.3.1.2 (4) (i) (c)「物品の特性に基づき観察されやすい部分か否かの評価」。

主 張3：基本形状に係る差異点は、シガレットパックの用途および機能、大きさ等に基づいて、需要者に最も観察されやすく注意を引きやすい部分に係る差異点である。

論 拠4：シガレットパックは、自動販売機、たばこ屋またはコンビニエンスストアなどにおける購入時には、主として正面、左側面および右側面が視認できる状態で陳列

され、また購入後の使用時（喫煙時）には、シガレットパックは手に持たれ、またはテーブル上に載置されており、正面、背面、平面、左側面および右側面が視認され得るものである。

裏付け4：意匠審査基準22.1.3.1.2 (4) (i) (c)「物品の特性に基づき観察されやすい部分か否かの評価」

主 張4：基本形状に係る差異点は、シガレットパックの用途および機能、大きさ等に基づいて、需要者に最も観察されやすく注意を引きやすい部分に係る差異点である。

〈側部四隅の面取り部に係る差異点〉

デ ー タ：側面四隅の面取り部は、本願意匠が上下の頂面に対して垂直な「平面」となっている（図7）のに対し、引用意匠では中央が外向きに膨出する「凸曲面」となっている（図8）。

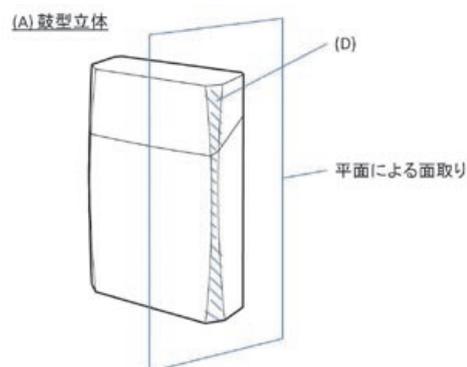


図7 本願意匠の面取り部

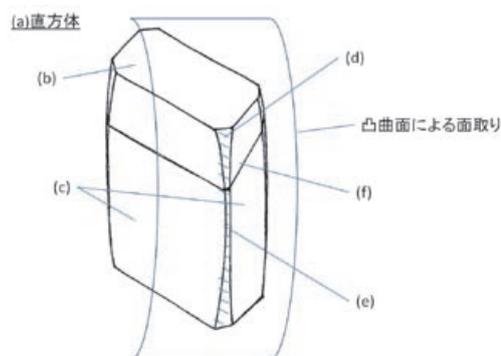


図8 引用意匠の面取り部

論 拠1：側面四隅の面取り部は、使用時に最も指に触れ易く、使い勝手の観点から注意を引き、かつ、どの角度から見ても常に目に入る部位であるため、意匠に係る物品の用途および機能、大きさ等に基づいて需要者が関心を持って観察する部位であるため、観察されやすい部分に係る差異点である。

裏付け1：(意匠審査基準22.1.3.1.2 (4) (i) (c)「物品の特性に基づき観察されやすい部分か否かの評価」)。

主 張1：意匠に係る物品の用途および機能、大きさ等に基づいて需要者が関心を持って観察する部位である。

論 拠2：面取り部の態様に係る差異点は、両意匠の平面図(図9)から容易に看取できるように、上側から(すなわち平面視により)観察することができるが、シガレットパックは、使用時(携帯・携行時)においては、胸ポケットやハンドバッグ等に収納されており、需要者は専ら上側から(すなわち平面視により)視覚観察を行う。



図9 本願意匠と引用意匠の平面図

裏付け2：(意匠審査基準22.1.3.1.2 (4) (i) (c)「物品の特性に基づき観察されやすい部分か否かの評価」)。

主 張2：上側から視覚観察できる部分における面取り部の態様に係る差異点は注意を引きやすい。

〈共通点の評価〉

データ：基本形状の頂面および底面が水平面からなる点、および、開口部が正面開口部に向かい、傾斜をもって構成されている点

論 拠：いずれも本願出願前の先行意匠においてごく普通に見られるありふれた態様に過ぎない(例えば、引用意匠掲載の国際事務局意匠公報の図7、10、11、16及び17に記載された各シガレットパックの意匠)。

裏付け：意匠審査基準22.1.3.1.2 (4) (ii) (a)「先行意匠調査を前提とする共通点の評価」。

主 張：これらの共通点に係る形態が注意を引く程度は小さい。

さらに、審判請求時には立論の把握の助けとなるよう、ここまでに展開したデータ、論拠、裏付け等をまとめた一覧表を提示した(表1)。

審判請求の後、担当の審判官から現物を見たいとのリクエストがあったため、研究所の助言により日本国代理人が現地代理人に銀色のモックアップの提示を打診したところ、現地代理人は迅速な対応により、理想的なモックアップを郵送してくれた。日本国代理人は審判官に対し、商品化前であるため実物がないことを説明した上で、モックアップを市松模様の台紙に載せて提示し、本願意匠の基本形状である鼓型立体についてアピールした(図10)。なお、このモックアップは、審判官が立体形状を確認するための参考資料に過ぎず、登録意匠の範囲を定める際に参酌されるものではない。

その後、時を置かずして本願意匠を登録する旨の審決を得た。この成功は、研究所が提案し日本国代理人が完成させた隙のない論理展開と、現地代理人による迅速かつ的確な対応の賜物と言える。

このケースが、意匠の新規性に係る立論の指針となることを期待する。

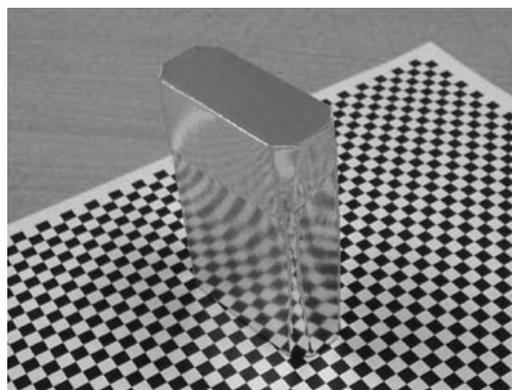


図10 本願意匠に係るシガレットパックのモックアップ

表1 両意匠の対比表

	引用意匠	本願意匠	評価
〈需要者〉	「たばこ容器の外観の美感にこだわりのある喫煙者」を中心とする喫煙者		本体の基本的構成から細部の具体的形態に至るまで形態を認定し、総合的に評価することを要する
〈意匠に係る物品〉	シガレットパック	シガレットパック	共通
〈形態の差異点〉			
基本形状	直方体	四角い鼓(つづみ)型立体	<ul style="list-style-type: none"> 意匠に係る物品全体の形態(基本的構成)に係る差異点であるため、注意を引く程度が極めて大きく、視覚的印象に与える影響も極めて大きい (審査基準 22.1.3.1.2 (4) (i) (a)) 本願意匠の注意を引きやすい形態に起因する、重要な相違点である。
正面、背面、右側面および左側面の態様	平面	水平軸に沿って内側に抉(えぐ)れている「凹曲面」	<ul style="list-style-type: none"> 需要者に最も観察されやすく注意を引きやすい部分に係る差異点である。 (審査基準 22.1.3.1.2 (4) (i) (c))
側部四隅の面取り部の面の態様	中央が外向きに膨出する「凸曲面」	上下の頂面に対して垂直な「平面」	<ul style="list-style-type: none"> 使用時に観察されやすい部分に係る差異点であり、注意を引きやすい。 (審査基準 22.1.3.1.2 (4) (i) (c)) 出願前の同種物品の意匠には全く見られず新規性が高い。 (審査基準 22.1.3.1.2 (4) (ii))
モチーフの選択・組合せ	<ul style="list-style-type: none"> モチーフの選択に統一なし 側部四隅の中央が外側に膨出 鈍重でありふれた美感 	<ul style="list-style-type: none"> 「鼓(つづみ)型」モチーフの繰り返しに統一感があり、リズムカル 各面が水平軸に沿って内側に抉(えぐ)れている 鋭角的で清澄な、他に例を見ない美感 	<ul style="list-style-type: none"> 本願意匠の態様は、他に例を見ない新規な形態、特徴であって創作的価値が高く、その形態は過去のものとは異なっているという強い印象を与え、強く注意を引く差異点である。 (審査基準 22.1.3.1.2 (4) (ii) (b))
〈形態の共通点〉			
①基本形状の頂面および底面が水平面からなる点			<ul style="list-style-type: none"> 本願出願前の先行意匠においてごく普通に見られるありふれた態様に過ぎず、これらの共通点に係る形態が注意を引く程度は小さい。 (審査基準 22.1.3.1.2 (4) (ii) (a))
②側部四隅の面取り部は、正面視における上端及び下端部がそれぞれ最も幅が広がるよう、括れをもつ点			<ul style="list-style-type: none"> 図面表現上の共通性、あるいは概括的共通点に過ぎない。 当該部分の具体的な三次元形状はむしろ相違する。
③開口部が正面開口部に向かい、傾斜をもって構成されている点			<ul style="list-style-type: none"> 本願出願前の先行意匠においてごく普通に見られるありふれた態様に過ぎず、これらの共通点に係る形態が注意を引く程度は小さい。 (審査基準 22.1.3.1.2 (4) (ii) (a))